

「(仮称) 阿見町子育て支援総合センター」施設ネーミングライツ事業優先候補者審査基準

阿見町では、ネーミングライツ事業優先候補者の選定に際し、以下の基準により審査を行います。

1 ネーミングライツ事業優先候補者審査手順

(1) 事務局による審査

事務局は、応募資格等審査を行います。

(2) ネーミングライツ事業審査委員会による審査

ネーミングライツ事業審査委員会（以下「委員会」という。）は、前記（１）の審査結果を含め項目別審査を行い、総合的に審査をします。

2 審査方法等

(1) 応募資格等審査

事務局は、申込書等の提出書類に基づき、全ての応募者を対象に審査を行います。なお、必要に応じて関係者へのヒアリングを実施することとします。

また、以下の①から③までの要件に一つでも該当している場合は、失格とします。

①応募書類に漏れなどの不備がある場合

②応募者について、「(仮称) 阿見町子育て支援総合センター」施設ネーミングライツ事業命名権者募集要領 7. 募集について（１）応募資格の各事項に該当する場合

③応募者の提案する愛称について、「(仮称) 阿見町子育て支援総合センター」施設ネーミングライツ事業命名権者募集要領における「表記することができる愛称」に反する愛称を提案した場合

(2) 項目別審査

応募資格等審査の結果、要件を全て満たしていると判断した応募者を対象に委員会において項目別審査を行います。なお、必要に応じて関係者へのヒアリングを実施することとします。

①委員会の構成

「(仮称) 阿見町子育て支援総合センター」施設ネーミングライツ事業審査委員会設置要綱に基づく職員等を審査員とします。

②審査項目等

審査員が審査する審査項目及び審査内容並びに点数の配点は、別表 1 のとおりとします。

③採点方法

採点方法は、別表 2 のとおりとします。

④採点手順

審査員は、応募者ごとに、審査項目（審査内容）の採点を行います。次に、審査員の平均点を求めます。

※平均点は、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位まで算出します。

(3) 総合評価

委員会は、項目別評価の採点の結果、総合計点が最も高い応募者を、ネーミングライツ優先候補者としての適否を審査します。総合計点が同点だった場合は、「命名権料」、「愛称」の順に各審査項目の合計点が高い応募者を提案します。

3 失格条件

- (1) ネーミングライツ優先候補者としての適否を審査中に、「(仮称) 阿見町子育て支援総合センター」施設ネーミングライツ事業命名権者募集要領における応募資格を失った場合。
- (2) 申込書等の提出書類に虚偽の内容が記載されていることが発覚した場合。

別表 1 (審査項目等)

No.	審査項目	審査内容	配点
1	命名権料 (ネーミングライツ料)	応募金額の妥当性	40 点
2	愛称	親しみやすさ、呼びやすさ施設のイメージや設置目的との整合性等	30 点
3	経営の安定性	事業計画書、決算報告書等による経営状況、安定性等	15 点
4	社会貢献等	社会貢献等の理念、活動実績、今後の計画等	10 点
5	地域性	町内の事務所・事業所等の有無	5 点
合計点			100 点

別表 2 (採点方法)

No.	審査項目	採点方法
1	命名権料 (ネーミングライツ料)	〈提案金額が町設定希望金額より高い場合〉 ①応募者 1 社の場合 配点(40 点)×100% ②応募者が複数者いる場合 配点(40 点)×当該応募者の提案金額÷最も高い提案金額 〈提案金額が町設定希望金額より低い場合〉 配点(40 点)×当該応募者の提案金額÷町設定希望金額 ※点数は、小数点以下第 2 位を四捨五入し、小数点以下第 1 位まで算出します。
2	愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、施設のイメージや設置目的との整合性等を総合的に勘案し、次により採点します。 最高点を 30 点、愛称としてふさわしくない場合を 0 点とし、0～30 点の範囲で提出資料等を基に採点します。
3	経営の安定性	事業計画書、決算報告書等による経営の状況、安定性等を採点します。 最高点を 15 点、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくない場合を 0 点とし、0～15 点の範囲で提出資料等を基に採点します。
4	社会貢献等	社会貢献等の理念、活動実績、今後の計画について採点します。 最高点を 10 点、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくない場合を 0 点とし、0～10 点の範囲で提出資料等を基に採点します。
5	地域性	町内の事務所・事業所等の有無について ・町内に本社等を有する場合 5 点 ・町内に支社又は事業所等を有する場合 3 点 ・町内に事務所・事業所等を有しない場合 0 点